平成２６年（フ）第７６号
福岡県飯塚市下三緒35番地304
破産者　田中　實雄
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第２１１号
熊本市南区南高江１丁目15番７号　コーポ101－Ｂ103号室、前住所熊本市南区薄場１丁目８番53号
破産者　中村　憲仁
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１６号
千葉県山武市松尾町借毛本郷641番地２
破産者　伊藤　康富
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１４２号
千葉県旭市東足洗2778番地73
破産者　加瀬　充明
1　決定年月日　平成27年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第４０９号
神奈川県秦野市渋沢737番地の１　サンライズ渋沢Ｉ202号
破産者　堀尾奈々恵（旧姓森山）
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３０８号
東京都練馬区三原台１丁目14番12号、前住所新潟県五泉市太田２丁目３番６号
破産者　羽下　　武
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６５号
愛知県豊川市蔵子１丁目２番地８
破産者　株式会社ココ・ビジューことちょび辛食品こと　藤井　良恵
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３７２号
大阪府和泉市唐国町１丁目11番31－301号、前住所大阪府高石市西取石７丁目13番５－308号
破産者　清藤　光博
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
奈良県香芝市旭ケ丘１丁目９番地９　ケームズ香芝301号
破産者　川井由利子
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２５２号
奈良県香芝市旭ケ丘１丁目９番地９　ケームズ香芝301号
破産者　川井惠美子
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
北九州市小倉北区上到津４丁目11番30号
破産者　山下　豊人
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７６号
北九州市八幡西区日吉台１丁目22番10－403号
破産者　七熊千惠子
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６号
北海道北見市大町14番地１、前住所北海道北見市とん田東町617番地172
破産者　五十嵐英樹
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１２３号
青森市北金沢２丁目17番19号、開始決定時の住所青森市大字浜田字玉川234番地25
破産者　木村　祐子
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
秋田県湯沢市山田字中屋敷59番地
破産者　鈴木　勇太
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２０９号
埼玉県上尾市大字上231番地３
破産者　岩本　尚司
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１５号
埼玉県深谷市人見448番地５
破産者　飛田　夏実
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第８号
鳥取県八頭郡若桜町大字若桜1229番地４
破産者　岡本　大助
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６７号
広島県福山市新市町大字宮内3106番地５、住民票上の住所広島県福山市新市町大字宮内684番地１　宮内ひまわりハイツ401号
破産者　藤本　和人
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係